

令和7年門審第35号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官吉岡勉出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和7年5月28日14時15分
山口県安岡漁港
- 2 船舶の要目
船種 船名 モーターボートA
登録 長 7.40メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出力 69キロワット
- 3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操縦区画を配し、同区面前部中央に舵輪、その右舷側にGPSプロッター及び機関操縦レバーをそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、釣りの目的で、船首0.8メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、令和7年5月28日07時00分安岡漁港を発し、山口県蓋井島東方1,200メートル沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、07時50分頃目的の釣り場に到着して釣りを始め、その後釣り場の移動を繰り返し、13時15分蓋井島西方1,000メートル沖合で釣りを終えて発進し、帰途に就いた。

ところで、安岡漁港中央部の村崎ノ鼻付近沖合は、陸岸から約200メートルまでの範囲に、水深2メートル以下の浅所（以下「村崎ノ鼻浅所」という。）が拡張していた。

また、a受審人は、村崎ノ鼻付近沖合を航行した経験から、同鼻付近沖合には浅所が拡張していることを知っていた。

a受審人は、GPSプロッターを0.5海里レンジとして作動させ、舵輪後方に立った姿勢で操縦に当たり、村崎ノ鼻北西方沖合を東行し、14時09分僅か過ぎ安岡港甲防波堤灯台（以下「安岡灯台」という。）から331度（真方位、以下同じ。）1.4海里的地点で、針路を162度に定め、12.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

14時12分a受審人は、安岡灯台から323度1,500メートルの地点に達したとき、村崎ノ鼻浅所が正船首780メートルのところとなり、その後村崎ノ鼻浅所に向首して接近する状況であったが、岩場を避ければ無難に航行できるものと思い、GPSプロッターで村崎ノ鼻浅所との位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、村崎ノ鼻浅所に向首したまま続航し、14時15分安岡灯台から284度580メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、村崎ノ鼻浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の東南東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、推進器翼及び同軸に曲損等を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、安岡漁港において、係留地に向けて航行中、船位の確認が不十分で、村崎ノ鼻浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、安岡漁港において、係留地に向けて航行する場合、村崎ノ鼻浅所に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターで村崎ノ鼻浅所との位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、岩場を避ければ無難に航行できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、村崎ノ鼻浅所に向首して接近する状況に気付かずに進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年3月26日

門司地方海難審判所

審判官 管 啓 二